

第 59 回海鷹祭飲酒規約

(目的)

第 1 条 この規約は、第 59 回海鷹祭実行委員会及び大学の方針に基づき、過去に本学で発生した飲酒による事故を踏まえて、未成年者への酒類提供や飲酒に起因するトラブルを防ぐことにより、安全な海鷹祭を実施することを目的とする。

(運用者)

第 2 条 この規約の運用者は、第 59 回海鷹祭実行委員会（以下、「運用者」という。）とする。

(定義)

第 3 条 この規約において「酒類」とは、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。

2 前項の規定に加えて、この規約の目的を達成するため別表に定める品目についてこの規約を準用する。

(適用期間)

第 4 条 この規約の適用期間は、第 59 回海鷹祭準備日、当日及び片付日である平成 30 年 11 月 1 日から平成 30 年 11 月 5 日とする。

(適用場所)

第 5 条 この規約は東京海洋大学品川キャンパス内の全ての場所に適用される。ただし、教授又は職員の責任で管理されている研究室、朋鷹寮、国際交流会館及び楽水事務所はこの限りでない。

(適用対象)

第 6 条 この規約は、適用場所にいる全ての人物に対して適用される。

(禁止事項)

第 7 条 以下の行為を行ってはならない。

一 飲酒

- 二 酒気帯びでの入場
- 三 酒類提供及び販売
- 四 酒類又は空き缶若しくは空き瓶等の飲酒を想起させ得る物品の持ち込み

(対応)

第8条 第7条の規定に違反した者（以下、「違反者」という。）に対して、運用者は以下の対応を行う。

- 一 構外退去要求
- 二 大学への報告
- 三 第9条の規定に基づく罰則

(罰則事項)

第9条 違反者が東京海洋大学に所属する者及び海鷹祭参加団体に関係する者であった場合、違反者及びその関係する団体に対して、運用者は必要に応じて以下の措置をとる。

- 一 違反者及び関係する団体の責任者及び当該団体の海鷹祭への奉仕活動
- 二 関係する団体の今年度及び翌年度海鷹祭での出展又は出場の停止
- 三 違反者及び関係する団体の責任者の今年度海鷹祭期間中の入場禁止
- 四 違反者及び関係する団体の名前並びに処分の学生大会での公表

2 運用者は違反の程度に応じて、前項の措置を減軽することができる。

(その他)

第10条 この規約に変更があった場合、運用者は参加団体に向けて速やかに告知しなければならない。

附 則

規約変更後1か月の期間に飲酒関連の問題が発生した場合、運用者、大学及び違反者での協議の上で、罰則を決定するものとする。

別表

品目	定義
ノンアルコール飲料	アルコール度数0.00%以上で味わいが酒類に類似しており、満20歳以上の飲用を想定、推奨しているもの。
その他	甘酒など、酒類を想起させ得る名称を持つもの。